三　司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件（前二号に掲げるものを除く。）

検察官が前項の規定に違反して同項に規定する記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、同項に規定する書面の取調べの請求を却下しなければならない。

前二項の規定は、第一項各号に掲げる事件について、第三百二十四条第一項において準用する第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる被告人以外の者の供述であつて、当該事件についての第百九十八条第一項の規定による取調べ又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項の弁解の機会に際してされた被告人の供述（被告人に不利益な事実の承認を内容とするものに限る。）をその内容とするものを証拠とすることに関し、被告人又は弁護人が、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べた場合にこれを準用する。

検察官又は検察事務官は、第一項各号に掲げる事件（同項第三号に掲げる事件のうち、関連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第百九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。司法警察職員が、第一項第一号又は第二号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第百九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百三条第一項（第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。

一　記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。

二　被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

三　当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。

四　前二号に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

第三百四条の二中「第百五十七条の三第一項」を「第百五十七条の五第一項」に、「及び第百五十七条の四第一項」を「並びに第百五十七条の六第一項及び第二項」に改める。

第三百五条第五項中「第百五十七条の四第三項」を「第百五十七条の六第四項」に改め、同条第六項中「第百五十七条の四第三項」を「第百五十七条の六第四項」に、「第百五十七条の三」を「第百五十七条の五」に改める。

第三百二十一条第一項第一号中「第百五十七条の四第一項」を「第百五十七条の六第一項及び第二項」に、「異つた」を「異なつた」に改め、同項第二号中「異つた」を「異なつた」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第三号中「且つ」を「かつ」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百二十一条の二第一項中「第百五十七条の四第一項」を「第百五十七条の六第一項又は第二項」に改める。

第二編第四章第四節中第三百五十条の十五を第三百五十条の二十九とする。

第三百五十条の十四中「第三百五十条の八」を「第三百五十条の二十二」に改め、同条を第三百五十条の二十八とする。

第三百五十条の十三中「第三百五十条の八」を「第三百五十条の二十二」に改め、第二編第四章第三節中同条を第三百五十条の二十七とする。

第三百五十条の十二中「第三百五十条の八第三号」を「第三百五十条の二十二第三号」に、「第三百五十条の八の」を「第三百五十条の二十二の」に改め、第二編第四章第二節中同条を第三百五十条の二十六とする。

第三百五十条の十一中「第三百五十条の八」を「第三百五十条の二十二」に改め、同条を第三百五十条の二十五とする。

第三百五十条の十項中「第三百五十条の八」を「第三百五十条の二十二」に改め、同条を第三百五十条の二十四とし、第三百五十条の九を第三百五十条の二十三とする。

第三百五十条の八第一号中「第三百五十条の二第二項」を「第三百五十条の十六第二項」に改め、同条第二号中「第三百五十条の六第一項」を「第三百五十条の二十第一項」に改め、同条を第三百五十条の二十二とし、第三百五十条の四から第三百五十条の七までを十四条ずつ繰り下げ、第二編第四章第一節中第三百五十条の三を第三百五十条の十七とし、第三百五十条の二を第三百五十条の十六とする。

第二編中第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

第一節　合意及び協議の手続

第三百五十条の二　検察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件（以下単に「他人の刑事事件」という。）について一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が当該他人の刑事事件について一又は二以上の同号に掲げる行為をし、かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について一又は二以上の第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一　次に掲げる行為

イ　第百九十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して真実の供述をすること。

ロ　証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること。

ハ　検察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に関し、証拠の提出その他の必要な協力をすること（イ及びロに掲げるものを除く。）。

二　次に掲げる行為

イ　公訴を提起しないこと。

ロ　公訴を取り消すこと。

ハ　特定の訴因及び罰条により公訴を提起し、又はこれを維持すること。

ニ　特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。

ホ　第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。

ヘ　即決裁判手続の申立てをすること。

ト　略式命令の請求をすること。

前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。）をいう。

一　刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第百五十七条の罪、同法第百五十八条の罪（同法第百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第百五十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）又は同法第百五十九条から第百六十三条の五まで、第百九十七条から第百九十七条の四まで、第百九十八条、第二百四十六条から第二百五十条まで若しくは第二百五十二条から第二百五十四条までの罪

二　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第三条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十条若しくは第十一条の罪